

お申込みからお引渡しまでのご案内

■受付期間／ 随時 平日のみ 午前8時30分～午後5時まで

■受付場所／ 栗原市役所 総務部 管財課 (0228-22-1116)

- 申込条件／
- ① 市税等に滞納がない者。
 - ② 代金の支払いが確実にできる方。
 - ③ 購入後、譲渡・転売等の目的で購入しない方。
 - ④ 暴力団関係者でない方。

申込み

「市有地購入についての注意事項」や物件状況を十分に理解いただいた上で市有地売却申込書にご記入していただき、必要書類とともに提出してください。

※必要書類（共有名義の場合は共有者の分も必要です。）

個人：「市有地売却申込書」、「住民票」、「所得証明書」、

「市税に滞納がないことの証明（納税証明書）」（同居予定の方のものを含む）、

「身分証明書（本籍地市町村発行）」

法人：「市有地売却申込書」、「履歴事項証明書」

※申込みに関する一切の権限を代理人に委任する場合

「委任状」、「印鑑登録証明書」（申込者のもの）

※優遇措置を希望する場合（対象者のみ）

「誓約書」

申込み当日に市有地売却申込書の控えをお渡しします。

売却決定

書類の確認を行い、売却を決定し「市有地売却決定通知書」を交付します。
売却決定の日から30日以内に、契約保証金として売買代金の100分の10に相当する金額（千円未満は切り捨て）を納入していただきます。

契約

契約保証金納入後、契約となります。

※契約の際に持参していただくもの

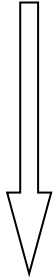
①実印及びその印鑑登録証明書1通

②市有地売却決定通知書

③収入印紙（売却地により異なるため、別途お知らせします。）

④契約保証金の納入通知書兼領収証

所有権 移転登記



契約の日から 60 日以内に契約保証金を除いた残金をお支払いいただきます。

支払い後、所有権移転登記の手続きを行います。必要書類等を準備いただき手続きは市が申請します。

※必要書類等（共有名義人がいる場合は共有名義人のものも必要です。）

- ①実印
- ②住民票（契約者のもの）
- ③収入印紙（登録免許税で金額は別途お知らせします。）
- ④売却金の納入通知書兼領収証

引渡し

所有権移転登記完了後に引渡しとなります。

引渡しの際に、登記識別情報通知をお渡ししますので、受領書に署名・押印いただき引渡し完了となります。

※引渡し日は指定することができません。